

赤い羽根「つながりをたやさない社会づくり」重点助成事業募集要項

社会福祉法人埼玉県共同募金会

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響により、従来からの課題であった社会的な孤立などに対する見守り活動やサロン活動が実施できない状況下で、経済活動の停滞により日常生活に困窮する家庭が増加するなど新たな課題が発生しています。

加えて、大規模水害等、毎年発生する自然災害による市民生活への影響も懸念されます。

このような状況の中で、埼玉県共同募金会では、「つながりをたやさない社会づくり」をテーマとして、長期的視野で日常生活に困難を抱える子どもとその家族、経済的に困窮した人、災害被災者などを支援するため、この要項に基づき重点助成を行います。

2 助成対象団体

以下の条件を全て満たした団体を対象とします。

- (1) 埼玉県内で県民を対象に活動する営利を目的としない民間団体とします。
- (2) 法人格の有無は問いませんが、会則等を定めて活動している団体とします。
※株式会社、有限会社、医療法人及び宗教法人は対象としません。
- (3) 活動実績が1年以上あり、決算書の公表が可能な団体とします。

3 助成対象事業

新型コロナウイルス感染症の影響により日常生活に困難を抱える子どもとその家族、経済的に困窮した人、災害被災者などを支援する次の事業とします。

- (1) ひとり親家庭や生活困窮家庭への生活支援事業（配食やパントリーなど）
- (2) 引きこもり支援や居場所づくりを目的とする、高齢者等を対象としたサロン活動や子ども食堂、学習支援活動の運営における三密回避のための事業
- (3) 新型コロナウイルスの感染が懸念される状況下における災害被災者支援事業や防災対策事業

4 対象経費

対象者の支援に直接必要な費用を対象とします。

[対象とする費用の例]

- ・フードパントリー事業の食材費、会場使用料、容器やビニール等消耗品費
- ・配食サービス事業に使用する車両、備品等のレンタル費用
- ・無料学習サポート事業における教材費やマスク、手袋、消毒液等感染予防対策費
- ・災害時に備えた防災関連備品や感染症対策のための衛生用品の整備

[対象外経費]

- ・団体の役職員に支払う人件費及び謝金等

- ・事務所の維持費（団体事務所の家賃や光熱水費）
- ・補助金など公的費用や他の助成金が充てられる費用
- ・助成事業実施期間外に支出した費用

5 助成額

1団体あたりの助成上限額は50万円とし、助成総額は2,000万円を予定しています。

※一定額の自己負担が必要となります。（法人格有り：25%程度、法人格無し：10%程度）

6 助成事業実施期間及び募集期間、決定時期

(1) 令和3年7月1日から令和3年9月30日までの間に実施する事業

応募受付期間：令和3年4月1日（木）～令和3年5月14日（金）消印有効

助成決定時期：令和3年6月23日（水）

(2) 令和3年10月1日から令和3年12月31日までの間に実施する事業

応募受付期間：令和3年7月1日（木）～令和3年8月13日（金）消印有効

助成決定時期：令和3年9月中旬

(3) 令和4年1月1日から令和4年3月31日までの間に実施する事業

応募受付期間：令和3年10月1日（金）～令和3年11月12日（金）消印有効

助成決定時期：令和3年12月中旬

7 応募方法

別紙『共同募金重点事業助成要望書』に必要事項を記入の上、以下の①～③の添付資料（必須）と併せて、送付してください。

①定款、会則等

②令和2年度の活動実績が分かる書類

③令和2年度決算書類（収支計算書・貸借対照表等）※決算認定後の提出可

※『共同募金重点事業助成要望書』には団体印又は代表者等の押印が必要となりますので郵送のみで受け付けます。受付後、本会より確認メールを送ります。

8 その他

(1) 助成要望事業の審査は、この要項によるほか、本会助成方針に基づき行います。

(2) 審査の結果は、応募団体あてに郵送により通知をします。この際、助成決定団体には、助成金の交付から精算報告までの手続きについてお知らせします。

(3) 助成決定内容は本会ホームページ等で公開いたします。

[問い合わせ]

社会福祉法人 埼玉県共同募金会 業務課

〒330-0075 さいたま市浦和区針ヶ谷 4-2-65 彩の国すこやかプラザ 3階

TEL:048-822-4045 FAX:048-824-9819

E-mail:11@akaihane-saitama.or.jp